

平成 19 年 3 月 6 日

## 気候変動への適応策研究の現状について

茨城大学 三村信男

## 1. 国際的な検討状況

2003 年のヨーロッパの熱波、2005 年ハリケーンカトリーナ被害、その後の自然災害の続発といった異常気象災害の激化、2013 年以降のポスト京都議定書の気候政策枠組み交渉で途上国は適応策への援助を強く主張、などを背景にして、国際的に適応策に関する関心が急速にたかまっている。UNFCCC では、2006 年に適応 5 カ年計画を開始し、地域別ワークショップが始まっている。しかし、まだ概念的検討から具体策の検討に入りつつある段階であり、わが国でも早急な研究の組織化が必要である。

基本的な認識は以下の通り。

- 1) 温暖化対策には、緩和策と適応策があり、両者の最適な組み合わせが必要。
- 2) 適応には事後的(reactive)と予見的(proactive)の 2 つがある。気候変動への適応は、大規模な予見的取り組みである点に特徴がある。そのためには、国及び局所的な気候予測と影響予測が前提的に必要。
- 3) 先進国、途上国いずれでも適応策は必要。しかし、途上国においてより厳しく気候変動の影響が現れるため、GHG 大量排出国(中国、インドなど)以外の途上国の温暖化対策は適応策中心になる(島嶼国など)。
- 4) わが国でも、防災施設の補強など気候変動にあわせて、相当な資金が必要になる可能性が高い(海岸防災・港湾施設だけで 20 兆円超)。
- 5) 世界的にみても既に適応がおこりつつあるが、規模は限定的である。
- 6) 気候変動への脆弱性を低減するためにはさらに広範な適応策が必要である。適応策の内容は、技術的、行動様式(食料の変更)、管理(作付け・耕作法の変更)、政策(危険地域の開発規制など)各レベルのものがある。
- 7) 社会の適応力の向上が重要。社会の適応力には、人的資源、科学技術の知識レベル、技術、情報へのアクセス能力、社会制度・インフラ、コミュニティのリスク管理能力、財政力などがある。
- 8) 社会の脆弱性は気候変動だけでなく、多重ストレスによっている。気候変動への適応と持続可能な開発とは同じ方向性をもっており、持続可能な開発の主要な政策の 1 つである。各国の適応策では、政策体系の中での主流化が必要。

## 2. わが国の研究状況

- 1) 気候予測については「21世紀気候変動予測革新プログラム」(文部科学省)が始まり、影響評価・予測では環境省地球環境研究総合推進費戦略研究 S - 4 「温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究」(平成17年度~21年度)等で研究を推進中。
- 2) 適応策については、第2期温暖化研究イニシャティブ(気候変動分野)の中で、国土交

通省、農水省、環境省などで個別分野について研究。文科省科研費でも研究がある。

- 3) 適応策研究には、適応策の理念と基本的枠組み、個別分野の技術メニュー、政策枠組み、コミュニティレベルの適応策、適応力の評価、適応策の経済評価、ポスト京都議定書の国際的な気候政策設計、等の要素がある。これらを包括的に検討する研究プログラムはまだ策定されていない。これらの目標は人文社会科学にも深く関係しており、これらの専門家を含めた形で研究を組織することが必要である。

### 3. 各省の動き

- 1) 外務省では、外務省では「気候変動への適応に対するODAに関する有識者会合」を開いて適応策に関する支援について検討している。その提言は、サミットでの提案につながる可能性もある。
- 2) 環境省では、中央環境審議会気候変動に関する国際戦略専門委員会で適応策も視野に入れている。
- 3) 国土交通省やJICAでも適応策の検討を開始している。
- 4) 以上のように、適応策は多くの分野（府省）が関係するものであり、体系的で効率的な研究推進のためには、相互の協力、連携が不可欠である。さらに、上でも述べたように、人文社会科学の専門家を含めることが必要である。このようなプラットフォームをどのように設定するかを検討すべきである。

(以上)